2015.9.13

①【UCDA 認証制度の概要】

UCDA は、ユーザーの生命・財産にかかわる情報の利用品質を向上するために、コミュニケーションのデザインにおける「わかりやすさ」を評価する第三者機関*として民間唯一の認証制度を運営しています。認証活動は別途定める②【わかりやすいコミュニケーションのための原則と基準】を基に行われます。これは UCDA の基本理念を反映したものであり、わかりやすいコミュニケーションのデザインという目標を達成するために、情報の送り手、作り手、受け手におけるメリットにも言及しています。また、この原則と基準は、認証取得を目指す対象物の評価に使用される規格としての役割を担っています。

*第三者機関：対象を提供する組織、およびその対象について使用者側の利害をもつ組織の双方から独立した機関

認証制度の目的

UCDA 認証は、以下の２点を目的としています。

１）ユーザーの生命・財産にかかわる重要なコミュニケーションのデザインを評価して、「わかりやすさ」の品質保証に貢献すること。

２）評価を通じて、企業・団体など組織のコミュニケーション改善活動を継続的に支援すること。

認証制度の意義

情報の送り手である企業・団体などの組織と、情報の受け手であるユーザーの間で行われるコミュニケーションの伝達効率が高く、わかりやすいデザインであれば、多くの利害関係者にメリットが生まれます。しかしながら「わかりやすさ」はあいまいな概念で、誰もが納得できる規準というものがありませんでした。UCDA では産業・学術・生活者が異なる立場から議論することで、「わかりやすさ」にも一定の指標や基準が設けられると考えています。基準を定めることにより、組織における改善への取り組みが進みます。UCDA 認証制度は「わかりやすさ」の基準に対する適合性を評価する活動であり、「わかりやすさ」の品質保証として、社会益に貢献することを目指しています。

認証の対象範囲

ユーザーの生命・財産にかかわる重要なコミュニケーション/それに準ずるコミュニケーション

・通知書・申込書・申請書・請求書・契約書・報告書・説明書・募集資料・書体など

・メディアの種類：視覚を中心とした媒体（紙メディア・画像/映像メディア・電子メディア・表示システム/ソフトウエア類など）

わかりやすさの評価項目

生活者の生命・財産にかかわる重要なコミュニケーションのデザインのうち「わかりやすさ」を評価するためには、ユーザーの認知にかかわる判定を行うことが必要となります。UCDA 認証ではこの複雑な課題に対して２つのアプローチを用います。一つはデザインの要素のうち定量的に評価可能な「形式知」によるアプローチです。もう一つは感性や経験に基づく主観的な評価が必要な「暗黙知」によるアプローチです。デザインを構成する要素の分類にはさまざまな異論がありますが、視覚情報の分野においては「形式知」として 1.情報の量、2.タイポグラフィ（文字）、3.色彩設計の 3 要素を評価します。また「暗黙知」としては、上記 3 要素に加えて 1.テキスト

（文意）、2.タスク（ユーザーに要求される仕事）、3.レイアウト、4.マーク/図表、5.操作要素（記入・入力）、6.使用上の問題（情報設計上の問題）などの要素を評価します。
これらの評価項目を設定して、「わかりやすさ」というあいまいな概念を可視化することにより、デザインがユーザーに及ぼす認知の効果と効率を評価することができます。多様な伝達媒体において評価を行う場合でも、２つのアプローチをもとにした適切なガイドラインと評価基準を策定することにより「わかりやすさ」の評価が可能となります。

認証のレベル

視覚デザインの分野では「見やすさ」なくして「わかりやすさ」は成立しません。また、コミュニケーションの「わかりやすさ」が達成されたかを評価するためには、情報がユーザーに「伝わった」結果を検証する必要があります。UCDA 認証は「形式知」の評価により、デザインの「見やすさ」を認証するレベル-1 と、「暗黙知」を含めたユーザーの理解度まで検証して「伝わりやすさ」を認証するレベル-2 の二つを定義しています。前者は UCDA 認定評価員*と UCDA 理事による認証審査会で認証します。後者は、UCDA 認定評価員、UCDA 理事と生活者からなる UCDA 認証委員会で審査、認証します。

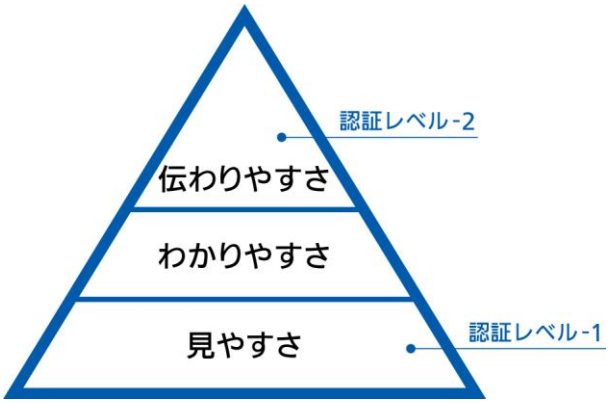

*UCDA 認定評価員：UCDA がデザインやユーザビリティに関する専門的知見を有すると認定した実務家や研究者

認証マーク

UCDA は、ユーザーにとって見やすく配慮された対象物には「見やすいデザイン」のマークを発行します。また、ユーザーにおける情報の利用品質が認められた対象物には、「伝わるデザイン」のマークを発行します。認証マークの表示はユニバーサルコミュニケーションデザインの普及・啓発を推進して、社会の安心・安全に貢献することにつながります。

認証レベル-1
「見やすいデザイン」
のマーク

見やすいデザイン
UCDA
第三者認証
1Z1234567(1)

認証レベル-2
「伝わるデザイン」
のマーク

伝わるデザイン
UCDA
第三者認証
1Z1234567(1)

認証制度の概要に同意します ☐

②【わかりやすいコミュニケーションのための原則と基準】

UCDA は、コミュニケーションのデザインにおける品質保証に貢献するため、「わかりやすいコミュニケーションのための原則と基準」を設け、独立した第三者機関として、認証制度を運営しています。この原則と基準は、産業・学術・生活者による重層的な議論と研究により設定、更新されています。

原則

1. コミュニケーションのデザインにかかわる利害関係者は、情報の送り手である企業・団体などの組織と、受け手であるユーザー間の情報伝達を効果的、また効率的に行い、双方の利益に貢献しなければならない。

2. コミュニケーションのデザインにかかわる利害関係者は、ユーザーの受容性*に配慮した情報のデザインが重要であることを認識しなければならない。

*受容性：受け容れやすさ、受け容れる能力

基準

1. ユーザーの利益保護

ユーザーにとって、情報を理解するために要する労力、時間、コストにおける重篤な問題を除去することにより、情報の利用品質を確保して、ユーザーの利益を保護すること。

2. ガイドラインに基づく改善

評価に適切なガイドライン（評価指標）を用いることにより、企業とユーザー間のコミュニケーションを阻害する要因を特定して、合理的かつ持続可能な方法により、改善すること。

3. ガイドラインの提示

コミュニケーションのデザインにかかわる利害関係者が商業的にも実行可能な方法で、デザイン改善を行うために利用できるガイドラインを提示すること。

4. ガイドラインの更新

改善のためのガイドラインは、以下の三者による知見を取り入れて、継続的に更新を行うこと。三者とは、第一者：情報の送り手の企業・団体などの組織または個人、第二者：情報の作り手の企業・団体などの組織または個人、第三者：一者、二者と直接の利害関係にない専門家・情報の受け手。

この原則と基準は、わかりやすいコミュニケーションの実現を目指すものです。目標を達成するために、UCDA は情報の送り手・作り手・受け手を含むすべての利害関係者の協力および、認証制度への参加が重要であることを認識しています。認証制度に参加しようとする事業者は、わかりやすいコミュニケーションのデザインを実現することで、受け手であるユーザーに情報の利用品質を確保し、ユーザーの長期的な利益に貢献するという評価を得ることができます。

認証の対象範囲

ユーザーの生命・財産にかかわる重要なコミュニケーション/それに準ずるコミュニケーション

- 通知書・申込書・申請書・請求書・契約書・報告書・説明書・募集資料・書体など
- メディアの種類：視覚を中心とした媒体（紙メディア・画像/映像メディア・電子メディア・表示システム/ソフトウエア類など）

原則と基準に同意します ☐

③【UCDA 認証 取得手順の概要】

UCDA 認証にはデザインの「見やすさ」を認証するレベル-1 と、「伝わりやすさ」を認証するレベル-2 があります。前者は UCDA 認定評価員*と UCDA 理事による認証審査会で認証します。後者は、UCDA 認定評価員、UCDA 理事と生活者からなる UCDA 認証委員会で審査、認証します。

*UCDA 認定評価員：UCDA がデザインやユーザビリティに関する専門的知見を有すると認定した実務家や研究者

■認証レベル-1「見やすいデザイン」

1．認証の申請と対象物の提出
申請者は認証申請書を UCDA に提出するとともに、認証を取得しようとするコミュニケーションのデザイン対象物（以下、対象物と呼びます）を提出します。

2．認証適合性の検討
UCDA は対象物を認証できるかどうかの可能性について検討して、申請者に通知します。

3．アプリケーションによる自主評価
申請者は、認証を取得しようとする対象物の代表箇所*を評価ガイドラインに基づき自主評価します。自主評価には、UCDA の推奨するアプリケーションおよびタイポグラフィ（文字）を用いてください。
自主評価は、１.情報量、2.タイポグラフィ(文字)、3.色彩設計の３つの観点から行います。

*代表箇所：対象物の中で最も情報量が多い箇所、小さい文字が使われている箇所、図版、図表に複数の色が使われている箇所。詳細は評価ガイドラインを参照。

4．評価結果の提出
申請者は対象物の代表箇所、および代表箇所の自主評価結果を電磁的方法などにより UCDA に提出します。

5．認証審査会による審査
UCDA 認定評価員と UCDA 理事が対象物と自主評価結果を審査して、認証可否について判定します。UCDA は認証の可否について申請者に通知します。

6．認証の付与
UCDA はユーザーにとって見やすく配慮された対象物には「見やすいデザイン」マークを発行して、登録を行います。マークは電磁的データとして申請者に提供します。申請者は UCDA の定める適切な表示基準により対象物に表示することができます。

■認証レベル-2「伝わるデザイン」

1．認証の申請と対象物の提出
申請者は認証申請書を UCDA に提出するとともに、認証を取得しようとするコミュニケーションのデザイン対象物（以下、「対象物」と呼びます）を提出します。

2．認証適合性の検討
UCDA は対象物を認証できるかどうかの可能性について検討して、申請者に通知します。

3．評価ガイドラインの選定
UCDA は対象物の種別・特性・ユーザーに対する影響度（ユーザーに求めるタスクの複雑さ）を勘案して、認証のために必要かつ、適切な評価ガイドライン（指標）の選定を行います。ユーザーテスト（被験者を用いたテスト）の必要性もこの段階で検討されます。

代表的な評価ガイドライン（例）：
a. DC9 ヒューリスティック評価法*によるデザイン評価
b．カラーユニバーサルデザイン評価**

* DC9 ヒューリスティック評価法：グラフィックデザイナー、編集者、コピーライターなどコミュニケーションの専門家とユーザビリティエンジニア、人間工学者などの研究者が開発した、経験則に基づく評価方法。ユーザーが情報を利用する上で、阻害要因となる問題点を事前に発見して改善するための評価方法です。評価ガイドラインとして９つの評価項目を設定して、定量的にスコア化するために用います。

**カラーユニバーサルデザイン評価：多様な色覚のユーザーに対して、伝達の効果および効率上の問題がないかを事前に評価します。カラーユニバーサルデザインを支援する CUD チェックツールによる評価、または NPO 法人カラーユニバーサルデザイン機構による評価を推奨します。

4．評価会議の実施
UCDA 認定評価員は、対象物の利用品質を評価するための会議を行います。
評価には、3.で選定した評価ガイドラインを用います。

5．評価レポートの提出
申請者は、評価会議で導出された評価結果を統合した評価レポート（A）を、UCDA に提出します。UCDA が評価会議を実施した場合は、UCDA がレポートを作成します。

6．改善対象物の提出
申請者は、評価レポートで示された指標と指摘された問題点をもとに、適切なデザイン改善を行い、改善された対象物（B）を UCDA に提出します。

7．ユーザーテストの実施とパフォーマンスレポートの提出
評価ガイドラインの選定時に必要とされた場合、改善された対象物を UCDA の規定するユーザーテスト（被験者を用いたテスト）にかけて、効果測定を行います。申請者はテスト結果を統合したパフォーマンスレポート（C）を UCDA に提出します。UCDA がユーザーテストを実施した場合は、UCDA がレポートを作成します。

8．認証委員会による審査
UCDA 認定評価員・UCDA 理事･生活者で構成する UCDA 認証委員会は、提出された評価レポート（A）と改善された対象物（B）、パフォーマンスレポート（C）を査読して、検証を行い、認証の可否を審査します。

審査の判定基準は、評価レポートで示された問題点に対して適切なデザイン改善が行われたか、また、改善された対象物はユーザーテストの効果測定で一定の効果が得られたかを定量的に評価して、ユーザーにとって情報の利用品質が確保されているかを判定します。

9. 認証の付与

UCDA 認証委員会の審査により、ユーザーにおける情報の利用品質が認められた対象物に対しては、「伝わるデザイン」マークを発行して登録を行います。マークは電磁的データとして申請者に提供します。申請者は UCDA の定める適切な表示基準により対象物に表示することができます。審査で認証不可となった場合は、その理由を申請者に通知します。

10. 評価ガイドラインの更新

UCDA はこの認証プロセスにおける利害関係者の異議、意見を受け付けた場合、評価ガイドラインの適合性を検証します。また、UCDA は審査過程で得られた評価レポート（A）とパフォーマンスレポート（C）の差分について検討して、評価の妥当性を検証します。これらの検証会議の結果は、評価ガイドラインの適切な更新に反映されます。

●「見やすいデザイン」認証取得手順

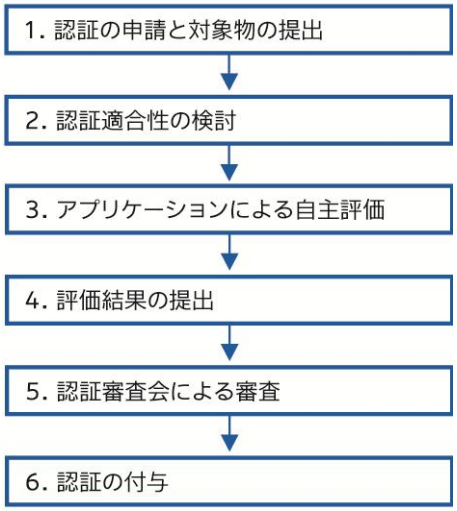

●「伝わるデザイン」認証取得手順

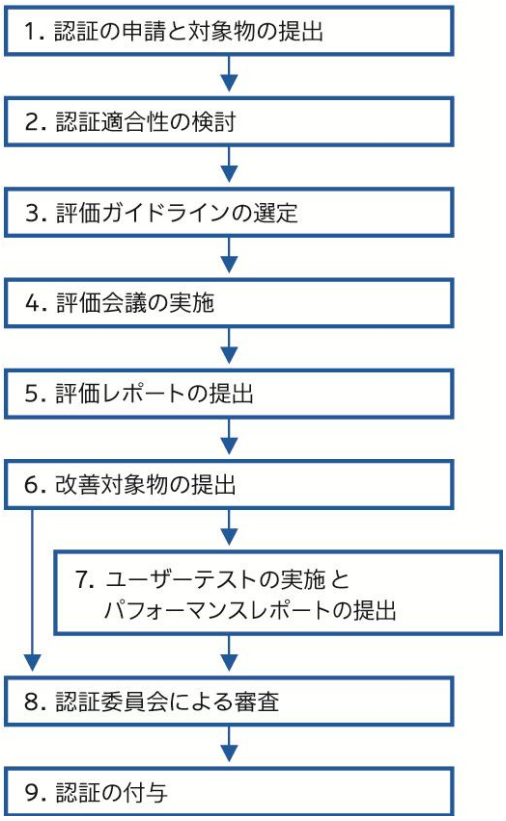

取得手順の概要について同意します ☐

④【免責事項】

当協会はコミュニケーションのデザインを対象として、「わかりやすいコミュニケーションのための原則と基準」を設け、情報の送り手である企業・団体等より対価を受領し認証制度を運営しております。
認証には、「見やすさ」を認証するレベル-1 と、「伝わりやすさ」を認証するレベル-2 の２種類があります。
当協会は独自の評価方法を用い、認証申請対象物の情報の受け手（ユーザー）の利用品質が確保されているかを評価しております。
この評価方法は協会の知見、研究により多くのユーザーに適合する利用品質を確保していると確信しておりますが、全てのユーザーに適合する保証は致しかねます。
また、当協会の認証は認証対象物に関連する商品・サービス（商品）に対する購入推奨あるいは品質保証ではありません。
従いまして商品の購入、利用から発生する諸問題には当協会は責任を負いかねますのでご了承ください。

免責事項について同意します ☐